建築基準法第44条第1項第2号の規定による許可に係る 神戸市建築審査会の包括同意について

(趣旨)

1 この基準は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第44条第1項第2号の規定による許可に際し、形式的審査のみによって、公益上必要で通行上支障がないと認められる場合に、あらかじめ同意を与えることにより、同許可に係る建築審査会の同意手続きの簡素化、迅速化を図ることを目的とする。

(対象)

- 2 次のいずれかに該当するものを対象とする。
 - (1) 建築物の用途がバス停留所又はタクシー乗場の上家であり、次の要件のすべてに適合するもの。

(ア)設置場所

道路のうち、歩道、駅前広場の島式乗降場等(以下、「歩道等」という。)に 設置するものであって、有効残幅員を2m以上(自転車歩行者道にあっては 3m以上、自転車歩行者専用道にあっては4m以上)確保できる配置及び形 状であること。また、当該歩道等の建築物を設置する部分の使用について、道 路の所有者及び管理者と協議が終了していること。

(イ)形態

建築物の主要構造部は、他の建築物又は工作物に接続しないこと。

(ウ)規模

上家の階数が1であり、歩道等の路面から有効高さが原則2.5m以上確保されていること。

(エ)構造

建築物の主要構造部は、不燃材料とすること。

(2) 道路管理者が設ける道路の付属物(道路法(昭和27年法律第180号)第2条第 2項に該当するものをいう。)である建築物のうち自転車駐車場で、次の要件の すべてに適合し、道路の通行上支障がないもの。

(ア)形態

建築物の主要構造部は、他の建築物又は工作物に接続しないこと。

(イ)規模

建築物の階数は1であること。

(ウ)構造

建築物の主要構造部は、不燃材料とすること。

(建築審査会の同意)

3 2に該当するものは、建築審査会が建築基準法第44条第2項に基づく同意をした

ものとみなす。

(建築審査会の報告)

4 特定行政庁は、3を適用することにより建築基準法第44条第1項第二号に基づく 許可をした建築物について、すみやかに建築審査会にその内容を報告しなければな らない。

附則

(施行期日)

この基準は、平成18年6月1日から施行する。

この基準は、平成21年10月15日から施行する。

この基準は、令和3年1月1日から施行する。

この基準は、令和6年1月30日から施行する。